

議 事 録

会議の名称	令和2年第12回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和2年12月25日（金） 午後2時から 午後3時30分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第60号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第61号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） (3) 第62号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（通年） (4) 第63号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間） (5) 第64号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6) 第65号議案 非農地証明について (7) 第66号議案 別段の面積について (8) 第67号議案 本庄市農地利用最適化推進委員候補者の決定について (9) 報告第62号 農地法第3条の3の規定による届出について (10) 報告第63号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (11) 報告第64号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (12) 報告第65号 農地法第18条第6項の規定による通知について (13) 報告第66号 認定電気通信業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について

配付資料	<p>1 令和2年第12回本庄市農業委員会総会議事日程</p> <p>2 令和2年第12回本庄市農業委員会総会議案</p> <p>3 令和2年第12回総会事務局連絡事項</p>
主管課	農業委員会事務局

会議の経過	
発言者	発言内容
事務局長	<p>開会前に事務局から連絡をさせていただきます。</p> <p>本日は、総会のみで開催となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>皆さんも既にご覧いただいたかと思いますが、農業委員会だより「本庄めぐりじゃーなる」第6号が12月15日に発行となりました。広報広聴委員会の委員の皆さまによる取材等により編集いただき、現委員さんによる最後の発行となります。大変ありがとうございました。</p> <p>以上で開会前の連絡を終わります。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦労様です。</p> <p>ただ今から令和2年第12回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。本日は忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。つい先日まで下がっていた野菜の価格も上向きになってきました。先月の総会時、本庄市では、コロナ感染も少なかったのですが、ここ1ヶ月で倍以上になってしまいました。感染対策は、引き続き万全にしてください。</p> <p>また、正月を迎えると、農閑期となる方も多くなります。農地利用の最適化に力を入れられる時期となりますので、ご協力お願いします。</p> <p>本日も、たくさんの議案がありますが、よろしくお願いいたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、推進委員の内田委員、福島清次委員、新井推進委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中19名の出席となっておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員25名中22名の出席となっておりますことをご報告いたします。これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は19番池田委員及び1番細野会長代理に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案8件及び報告5件であります。</p> <p>まず、第60号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第60号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第60号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、4件となります。その内訳は、売買による所有権移転3件及び贈与による所有権移転1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調</p>

	和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑7筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、浅見委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。 受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。
議長	整理番号1について、浅見委員の報告をお願いいたします。
浅見委員	9番浅見が報告します。12月20日鯨井推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、今井金鑽神社から西に150メートルぐらいの場所に位置しております。西側には、○○○○○○○○○があります。現在、申請地の耕作は受人が行っております。元々、相続で共有名義になった農地を受人の名義にするという申請です。受人の所有する農機具状況を確認したところ、営農をするのに問題ないかと思えます。所有する農地も全て耕作されておりました。皆様の慎重審議、よろしくお願い申し上げます。
議長	整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可といたします。 次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑2筆、児玉町蛭川地内の田3筆、児玉町下真下地内の田1筆及び畑1筆、児玉町上真下地内の畑2筆の合計9筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鈴木広子委員及び坂爪委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページから9ページまでになります。

	<p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、まずは、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木が報告します。12月20日笠原推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。4ページ、3-2-1の地図および5ページ、3-2-2の地図をご覧ください。申請地は、児玉郡市広域消防本部から北西に約300メートルと、南西に約300メートルとそれぞれ位置しています。渡人、受人は親子関係です。耕作は本人、妹と父親、臨時雇用の1名を含む4名で行っていきまして、本人の農業従事日数は300日です。経営農地、農機具を確認したところ、農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>次に、坂爪委員の報告をお願いいたします。</p>
坂爪委員	<p>18番坂爪から報告します。12月20日黒沢推進委員、新井推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。6ページ3-2-3と、7ページ3-2-4、8ページ3-2-5、9ページ3-2-6の地図をご覧ください。申請地はすべて圃場整備が行われた土地改良区内にあります。</p> <p>名義が父親から後継者の息子になっただけで、引き続き営農が行われておりました。受人の農機具状況を確認したところ、営農をするのに問題ないかと思えます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田1筆及び畑2筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、田端会長でございます。なお、申請地位置図は、10ページ及び11ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ</p>

	ます。以上でございます。
議長	<p>整理番号3について、私から報告をいたします。12月20日倉林永次推進委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。10ページ3-3-1と11ページ3-3-2の地図をご覧ください。3-3-1については、金屋小学校の北側に位置します。3-3-2については、白揚高校から約700メートル南に位置します。申請地については、受人が以前から耕作していました。農業従事者は2人、農業従事日数は、本人210日、世帯員150日です。3-3-1の申請地には水稻、3-3-2の申請地には、白菜、トウモロコシ、キャベツを作付け予定だそうです。経営農地、農機具を確認したところ、農業経営を充分行えることを確認しました。以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、茂木悟委員でございます。なお、申請地位置図は、12ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、茂木悟委員の報告をお願いいたします。
茂木悟委員	<p>7番茂木から報告させていただきます。12月21日亀田推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。12ページ3-4の地図をご覧ください。申請地は、国道17号万年寺の信号から北に約100メートル、本庄市第二浄水場の南に位置します。受人は、従業員75名、本人の農業従事日数は280日です。経営農地、施設を確認したところ、農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>

議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第61号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第61号議案を説明いたしますので、議案書13ページをご覧ください。</p> <p>第61号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、14ページから37ページをご覧ください。今回の申請件数は、76件です。田84筆及び畑126筆の面積合計282,521㎡の利用権設定でございます。</p> <p>それらのうち、15ページの9番から37ページの76番までの68件については、農地中間管理事業として埼玉県農林公社が借主となり、出し手との利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、齊藤好幸委員につきましては、</p>

	<p>利用権の設定をする者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第61号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第61号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第61号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。齊藤好幸委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第62号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第62号議案を説明いたしますので、38ページをご覧ください。</p> <p>第62号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画につきましては、39ページから58ページまでをご覧ください。借受希望者の公募に応募した担い手の方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。賃借権の設定等を受ける土地が 田78筆、畑119筆、面積合計で265,134㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおり51名となっております。</p> <p>59ページにつきましては、耕作者が変更となる土地で、畑5筆、面積合計で、4,126㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっております、設定を受ける者は記載のとおり3名となっております。</p>

	<p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりました、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、茂木伸夫委員、坂爪委員、齊藤好幸委員及び齊藤勇委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>（退席後）</p> <p>第62号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第62号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ございませんので、第62号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。茂木伸夫委員、坂爪委員、齊藤好幸委員及び齊藤勇委員の復席をお願いします。</p> <p>（復席）</p> <p>次に、第63号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第63号議案を説明いたしますので、60ページをご覧ください。</p> <p>第63号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>配分計画については、61ページ及び62ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が 田10筆、畑5筆、面積合計で33,814㎡でございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>第63号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第63号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ございませんので、第63号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第64号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第64号議案を説明いたしますので、議案書63ページをご覧ください。</p> <p>第64号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、64ページから66ページをご覧ください。申請件数は、12件でしたが、整理番号2の許可申請書が取下げられましたので、本議案での審議は11件となります。その内訳は、賃借権5件、所有権移転4件及び使用貸借権2件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、64ページをご覧ください。申請人の</p>

	<p>住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、地質調査工事のための一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>当該申請地につきましては、受人が変電所の新設を計画しており、建設に伴う予定地の地質調査を実施するための工事用地として、一時転用の許可申請となったものです。</p> <p>申請地は、67ページをご覧ください。5-1については、地質調査工事のための一時転用であり、一時転用については、農用地区域内農地であっても許可することができることとされております。また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるときは、許可されることとなりますが、申請書には、使用後においては、原状に回復すると記載されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、福田委員の報告をお願いいたします。
福田委員	<p>16番福田より報告させていただきます。12月23日清水文夫委員と、現地確認をして参りました。67ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道254号線沿いにあり、赤城乳業の工場から南に300メートルの場所に位置しています。申請事由は一転用で地質調査工事用地です。</p> <p>周囲は国道254号線と太陽光発電、住宅があり、周辺の農地には影響もなく、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	整理番号3を説明いたしますので、64ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でござい

	<p>ます。</p> <p>申請地は、69ページをご覧ください。5-3については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部より報告します。12月23日に田島推進委員と現地確認をしました。69ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は国道254号線から西に約300メートル、児玉警察署の南100メートルの場所に位置しております。申請事由は太陽光発電施設用地です。受人は渡人である夫の土地を借り受け、太陽光発電施設を運営したいとのことです。用途地域は準工業地域です。周辺は宅地が建ち並んでおり、農地への支障をきたす恐れはないことから、転用に当たっては特に問題ないと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4についてですが、次の整理番号5との一体利用の申請であることから、整理番号4及び整理番号5を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4及び整理番号5を一括で説明いたしますので、64ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、長屋住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>70ページの申請地をご覧ください。整理番号4の申請地5-4については、南側の三角形の土地(宅地)との交換による所有権移転で、整理番号5の申請地5-5については、売買による所有権移転をして、隣接する既存の宅地と一体で、長屋住宅を建設する計画でございます。</p> <p>この、5-4及び5-5については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になる</p>

	ものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号4及び整理番号5について、宮部委員の報告をお願いいたします。
宮部委員	<p>11番宮部より報告します。12月23日に田島推進委員と現地確認をしました。70ページ5-4及び5-5の地図をご覧ください。申請地は国道254号線の東150メートルほどの場所にあります。</p> <p>申請事由は長屋住宅用地です。5-4、5-5一体で利用する計画となっております。5-4は隣接地の地目宅地部分との交換による転用で、5-5については売買による転用になります。用途地域は準工業地域です。周辺は宅地化が進んでおり、農地へ支障をきたす恐れはないことから転用にあたりは特に問題ないと思われます。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号4及び整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4及び整理番号5について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、64ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、71ページをご覧ください。5-6については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、福田委員の報告をお願いいたします。

<p>福田委員</p>	<p>16番福田より報告させていただきます。12月22日に間正推進委員と現地確認をしました。71ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は県道長瀬児玉線沿いにあります。申請地より西に1km程向かうと間瀬湖があります。受人と渡人は親子の関係にあります。受人は渡人宅の南の宅地部分に住宅を建てるそうですが、進入路部分として、農地の一部を転用する申請となります。周辺には農地の広がりが見られますが、申請面積も最小限で、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号6について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号7を説明いたしますので、64ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。 申請地は、72ページをご覧ください。5-7については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号7について、私から報告いたします。12月20日倉林永次推進委員と現地確認をしました。72ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は、児玉総合支所から西に500メートル、第二金屋公民館の東に位置します。申請事由は建売分譲住宅用地です。周辺は住宅やアパートが建ち並び、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたします。 整理番号7について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、65ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、久々宇地内の畑12筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張による駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、坂上委員でございます。</p> <p>申請地は、73ページをご覧ください。5-8については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張による駐車場用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと思われま す。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま す。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。八木委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>整理番号8について、坂上委員の報告をお願いいたします。</p>
坂上委員	<p>5番坂上より報告します。12月21日に八木推進委員と現地確認をしました。73ページ5-8の地図をご覧ください。申請地は受け人の工場の職員駐車場のすぐ隣にあります。事業拡大に伴い、大型車両の搬入が増え、従業員も増員することから駐車場が不足してしまうため今回の転用を計画した そうです。面積は広めですが、既存駐車場の拡張であるため転用にあたっては特に問題ないかと思われま す。皆様の慎重審議よろしくお願 いします。</p>
議長	<p>整理番号8について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 事務局に申し上げます。八木委員の復席をお願いいたします。</p> <p>(復席)</p>

	次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、65ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、敷地拡張による電波塔管理用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>申請地は、74ページをご覧ください。5-9については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張による電波塔管理用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと思われれます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われれます。以上でございます。</p>
議長	整理番号9について、浅見委員の報告をお願いいたします。
浅見委員	9番浅見より報告させていただきます。12月20日鯨井推進委員と現地調査を行いました。74ページ5-9の地図をご覧ください。申請地は、関越自動車道本庄児玉の料金所から下り方面に900メートル向かったぐらいの道路沿いに位置します。申請事由は電波塔管理用地の敷地拡張ということです。周辺は建売住宅などが建ち並び転用にあっては問題ないかと思えます。皆様の慎重審議をよろしく願います。
議長	<p>整理番号9について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号10について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号10を説明いたしますので、65ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>申請地は、74ページをご覧ください。5-10については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地</p>

	<p>であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が、当該申請地の近傍で電機工事業を営む受人による資材置場用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われま す。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま す。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号10について、浅見委員の報告をお願いいたします。</p>
浅見委員	<p>9番浅見より報告させていただきます。12月20日鯨井推進委員と現地調査を行いました。74ページ5-10の地図をご覧ください。申請地は、先ほどの5-9と隣接した場所です。受人宅はこの申請地のすぐ近くにあり ます。申請事由は資材置場ということです。周辺は建売住宅などが建ち並び転用にあたりは問題ないかと思いま す。皆様の慎重審議をよろしく願 いします。</p>
議長	<p>整理番号10について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p>
浅見委員	<p>今回の整理番号9と10について、8月頃に、一度申請があったと思うの ですが、今回の申請に至った経緯を教えてください。</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号10番の受人から、資材置場が欲しいという相談が代理人にあり、 代理人を通して、以前申請があった、受人、渡人に相談したところ、承諾を 得られたので、取り下げをしてもらい、分筆をして、改めて今回の申請に至 りました。</p>
議長	<p>他にご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可相 当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号11について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号11を説明いたしますので、65ページをご覧ください。申請人 の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑4筆、面積は記 載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、埋蔵文化財試 掘のための一時転用です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条 第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員でございま</p>

	<p>す。</p> <p>当該申請地につきましては、受人が開発可能な土地であるか調査したところ埋蔵文化財の包蔵地内であることが判明したとのことです。現在、建売住宅の建設を計画しており、事前に埋蔵文化財の試掘調査を行うため、一時転用の許可申請となったものです。</p> <p>申請地は、75ページをご覧ください。5-11については、埋蔵文化財試掘のための一時転用であり、一時転用については、農用地区域内農地であっても許可することができることとされております。また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるときは、許可されることとなりますが、理由書には、試掘調査終了後、速やかに農地に復元すると記載されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号11について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。
鈴木広子委員	10番鈴木よりご説明させていただきます。12月20日に笠原推進委員と申請人と共に現地確認をいたしました。75ページ5-11の地図をご覧ください。申請地は国道462号線西富田歩道橋から、西に200メートル向かった場所に位置します。申請事由は文化財試掘調査です。いずれ、分譲住宅を建設予定だそうです。周辺は、住宅やアパートが建ち並び転用にあっては問題ないかと思ひます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。
議長	<p>整理番号11について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号11について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号12について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号12を説明いたしますので、66ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、鶴森地内の畑18筆及び田16筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、店舗用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、小川委員でございます。</p> <p>申請地は、76ページをご覧ください。5-12については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であ</p>

	<p>ることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号12について、小川委員の報告をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>2番小川より報告させていただきます。12月24日、内田推進委員と現地確認をいたしました。76ページ5-12の地図をご覧ください。申請地は国道17号沿いにあり、鶉森の交差点のすぐ北側に位置しております。申請事由は店舗用地です。受け人は全国に展開する大型家電量販店を運営しており、今回申請地に新たな店舗を設置する予定です。事業拡大のため、安定的な販売拠点を確保することが必要となり、今回の申請に至りました。周辺は農地の広がりもみられますが、店舗も多数立ち並んでおり、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号12について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号12について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第65号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>第65号議案を説明いたしますので、議案書77ページをご覧ください。</p> <p>第65号議案 非農地証明について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの非農地証明願が提出されたことに伴ひ、農地でないことを証明したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願について、別紙申請地が同項に規定する農地でないことを証明するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、78ページをご覧ください。提出件数は、3件で、合計5筆でございます。</p> <p>先に、農地に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。</p> <p>農地とは、農地法第2条第1項により、耕作の目的に供される土地をいい</p>

	<p>ますが、農地に該当するか否かの判断については、国（農林水産省）が、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、「農地法の運用について」を制定しております。その中の第4遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについての中で、農地法による利用状況調査や農水省の荒廃農地調査において、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定した場合や、農地の所有者から農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行う場合の条件等が示されております。</p> <p>農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では、耕起、整地ができない農地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないものとしています。</p> <p>ひとつは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、もうひとつが、それ以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。</p> <p>今回の案件は、農地の所有者から農地に該当しないことの証明願が提出されたことに伴い、これらの条件を鑑み、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行うものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1から整理番号3の合計5筆についてですが、申請地が近傍であり、土地の状況も同様であることから、整理番号1から整理番号3を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1から整理番号3までの5筆を一括で説明いたしますので、78ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑4筆及び田1筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。地区担当は、吉田委員でございます。</p> <p>申請地は、79ページをご覧ください。当該申請地につきましては、農業振興地域内の農地ではなく、10年以上耕作されておらず、雑木が茂り、周辺と一体化して山林となっている状況であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するものと思われまます。以上でございます</p>
議長	<p>整理番号1から整理番号3について、吉田委員の報告をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>15番吉田から報告します。12月21日鈴木良美推進委員と事務局と現地確認を行いました。79ページの地図をご覧ください。地図からもわかるように申請地は宮内の山奥です。近くまで太陽光発電施設があるので、そこ</p>

	<p>までは車で行けますが、申請地周辺は山林となっており、傾斜もあります。耕作不便地のため、50年ぐらいは手を入れていない農地です。</p> <p>証明を出すのに問題はないかと思えます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号1から整理番号3について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1、整理番号2及び整理番号3の非農地証明について、農地でないことを証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、農地でないことを証明することに決しました。次に、第66号議案「別段の面積について」を上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>第66号議案を説明いたしますので、80ページをご覧ください。</p> <p>第66号議案 別段の面積について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第1項並びに同条第2項の基準に基づき、別段の面積を設定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、次のとおりの決定を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の別段の面積については、設定しないものとし、本庄市の区域の全部において、同号に規定する50アールを権利移動の下限面積とする内容でございます。理由といたしましては、2015農林業センサス「経営耕地面積規模別農家数」において、50アール未満の農地を耕作している農家数が、全農家数の15.2%であり、50アール未満の農地耕作農家数は低い割合でございます。下限面積を50アール未満に下げるとともに、小規模農家を増加させ、担い手への利用集積等に支障をきたすと同時に、農地の細分化を招くおそれがあるものでございます。また、農地法第30条第1項の規定に基づいて実施した令和2年度農地利用状況調査の結果、市内の遊休農地率は、2.3%であり、農地法施行規則第17条第2項に規定する相当程度でないものでございます。以上の2点を理由として、別段の面積を設定しないものとするものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第66号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第66号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第66号議案については、原案のとおり別段の面積を設定しないことに決定いたしました。</p> <p>次に、第67号議案「本庄市農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第67号議案を説明いたしますので、81ページをご覧ください。</p> <p>第67号議案 本庄市農地利用最適化推進委員候補者の決定について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則第10条第1項の規定により、本庄市農地利用最適化推進委員候補者として決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の意見を基に、別紙24名を本庄市農地利用最適化推進委員候補者として決定するため議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>別紙24名の農地利用最適化推進委員候補者一覧表をご説明しますので、82ページをご覧ください。一覧表の項目については、担当区域、住所、氏名、生年月日及び略歴が記載されております。候補者24名の各項目については、記載のとおりでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>私から本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程第2条の規定に基づきまして、推進委員候補者の選考を行った結果を報告いたします。</p> <p>去る令和2年9月25日に第1回会議を、11月25日に第2回会議を開催し、候補者の選考について協議いたしましたので、その内容について、ご報告いたします。</p> <p>まずは、応募の結果についてでございます。本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則に基づき、令和2年9月25日から10月26日までの30日間、推薦の求め及び募集が行われ、定数24名に対しまして、推薦者24名、応募者0名でございました。担当区域及びその定数について確認しましたところ、担当区域における定数とその推薦者数は、すべての区域において同数でございました。</p> <p>次に、応募のありました者について、欠格事由の審査及び農地利用最適化推進委員との兼職状況を確認しましたところ、欠格事由の該当者及び兼職禁止者は、一人もおりませんでした。</p> <p>次に、選考内容についてでございますが、まずは、選考方法の協議をいた</p>

	<p>しまして、評価項目及び評価点を定めて、応募者ごとに、書類審査によって評価することに決しました。</p> <p>その内容についてですけれども、農業委員会等に関する法律第17条第1項の熱意と識見について、委嘱要件を評価いたしました。このうち、熱意につきましては、推薦書の推薦の理由欄に記入いただいた内容で評価いたしました。担い手への農地利用の集積・集約化に関する考え方、遊休農地の発生防止・解消に関する考え方及び新規就農の促進に関する考え方について、30点を配点いたしました。</p> <p>次に、識見につきましては、推薦書の経歴欄、農業経営の状況欄、農業委員又は農地利用最適化推進委員経験の有無欄及び推薦の理由欄に記入いただいた内容で評価いたしました。営農経験、農業経営の状況、農業関連役員経験、地域等の信頼及び地域貢献について、60点を配点いたしました。</p> <p>次に、その他の評価項目として、他市町村の農業委員又は農地利用最適化推進委員に推薦・応募中、又は任命・委嘱をされているか否かの別欄及び住所欄に記入いただいた内容で評価いたしました。他自治体での農地利用最適化推進委員の兼職及び担当区域における居住状況について、10点を配点いたしました。</p> <p>以上の3つの評価項目及び配点によって、すべての応募者を評価しましたところ、24名全員が概ね良好な評価点であったため、選考委員会といたしまして、24名全員を候補者に推薦すべきであるとの意見にまとまりました。</p> <p>以上で、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の意見報告といたします。</p> <p>それでは、皆さんから、第67号議案について、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第67号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第67号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第62号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	報告第62号を説明いたしますので、議案書83ページをご覧ください。

	<p>報告第62号 農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、84ページ及び85ページをご覧ください。専決処分件数は、5件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第63号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第63号を説明いたしますので、議案書86ページをご覧ください。</p> <p>報告第63号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、87ページ及び88ページをご覧ください。専決処分件数は、10件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第64号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第64号を説明いたしますので、議案書89ページをご覧ください。</p> <p>報告第64号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、2件で、その報告書が90ページから94ページまでのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第65号を事務局よりお願いします。</p>

事務局長	<p>報告第65号を説明いたしますので、議案書95ページをご覧ください。</p> <p>報告第65号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>通知内容については、96ページから101ページまでをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、26件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第66号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第66号を説明いたしますので、102ページをご覧ください。</p> <p>報告第66号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>事業計画書については、103ページをご覧ください。届出件数は、1件です。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5 事務局連絡事項に移ります。</p> <p>事務局説明</p> <p>閉会</p>

令和2年第12回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和2年12月25日(金)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時30分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席	○	藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	欠席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席	○		木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	欠席
藤田	内田 徳晃	欠席				齊藤 勇

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
環境産業課産業係主事	今井 蘭

書記

農地係長 飯島 崇